

答 申 書  
( 答 申 第 279 号 )  
平成 30 年 12 月 20 日

---

1 審査会の結論

北海道警察本部が開示請求者に係る「告訴事件等相談票」について個人情報非利用停止決定処分を行ったことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る利用停止請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る利用停止請求（以下「本件利用停止請求」という。）の対象個人情報は、開示請求者に係る「告訴事件等相談票」（平成30年4月16日受理）（以下「本件相談票」という。）に記載されている自身に関する個人情報全て（以下「本件個人情報」という。）である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道警察本部（以下「実施機関」という。）は、本件利用停止請求は、北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「条例」という。）第37条に規定する「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」には該当しないとして、個人情報非利用停止決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件個人情報は当初の利用目的を達成したとして、本件相談票の利用停止を求めていることから、本件処分の妥当性について判断する。

(3) 条例第37条の該当性について

ア 条例第35条第1項は、「何人も第25条第1項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報が、次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。」とし、請求することができる場合及び求めることができる措置として、同条第1項において、「(1)第7条の規定に違反して収集されたものであるとき、又は第8条の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止又は廃棄若しくは消去、(2)第8条の規定に違反して提供されているとき、又は第10条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止、(3)第11条第3項の規定に違反して廃棄され、又は消去されていないとき 当該個人情報の廃棄又は消去」と規定している。

また、条例第37条は、「実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。」と規定している。

イ 本件利用停止請求の処分の妥当性を判断するには、条例第37条の「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するか否かを判断するのが適当であり、そのためには、本件個人情報を条例第35条第1項の規定する各号の要件に則して検討することが必要である。

ウ 第1号、第2号関係

実施機関に確認したところ、本件相談票は、「告訴及び告発事件取扱要領の制定について」（平成30年3月14日付け道本刑第4006号）の北海道警察本部長の通達で様式を定めるとともに、告訴事件等の相談を受理したときに、相談の受理状況、相談に対する指導及び助言の状況、今後の処理方針等を明確にして事後に備えるために作成しており、請求人本人から収集したものであって、利用目的の達成に必要な範囲で保有しており、条例第7条、第8条又は第10条の規定に違反して収集、利用又は提供されている事実は窺えなかった。

## エ 第3号関係

請求人は、本件個人情報当初の利用目的を達成したとして本件相談票の利用停止を求めているが、実施機関に確認したところ、「文書分類表の運用について」（平成30年3月12日付け道本総第4415号）の北海道警察本部総務部長の通達に基づく文書分類表において、「不受理とした告訴等相談にかかる「告訴事件等相談票」は、親告罪名の公訴時効が完成するまで保存する。」と定めており、本件相談票は、平成30年4月16日に札幌方面北警察署において、請求人から刑法（明治40年法律第45号）第156条に規定する虚偽有印公文書作成罪の告訴相談を受けて作成し、相談内容から不受理相当と判断したもので、同罪の公訴の時効が完成するまで保存する必要があり、その時効は7年とされていることが確認された。

したがって、本件相談票は現に保有する必要があるものであって、請求人の主張する当初の利用目的を達成しているものではないから、第11条第3項に規定する「保有する必要がなくなった個人情報」には該当しないと認められる。

オ 以上のことから、本件相談票に記録されている個人情報の取扱いが条例の規定に違反している事実はなく、本件利用停止請求は条例第37条に規定する「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」には該当しないと判断する。

### (4) 請求人のその他の主張について

ア 請求人は、個人情報保護法を所管する総務省の出先である北海道管区行政評価局首席行政相談官室（以下「北海道管区行政評価局」という。）は、行政苦情110番メールを「当初の利用目的を達成したため」という理由で利用停止しており、「北海道個人情報保護条例」は「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」と同じ内容であり、同じ結論になるため、北海道警察が非利用停止決定を行い、北海道管区行政評価局が利用停止決定をすることはありえないと主張する。

イ しかし、請求人の主張する事例は、他の行政機関が他の法令に基づき、他の対象公文書に対して利用停止を行ったものであり、本件とは直接関係のない事例である。利用停止をするか否かについては行政機関ごとに判断することが適当であり、請求人の主張には理由がなく、条例の解釈適用を左右するものではないため、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成30年 7 月 5 日	○ 諮問書の受理（諮問番号 582） ○ 実施機関から関係書類（(1)諮問文、(2)審査請求書の写し、(3)個人情報開示請求書の写し、(4)個人情報一部開示決定通知書の写し、(5)個人情報利用停止請求書の写し、(6)個人情報非利用停止決定通知書の写し、(7)審査請求の概要、(8)弁明書の写し、(9)反論書の写し、(10)対象公文書の写し）の提出
平成30年 7 月 11 日	○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成30年 8 月 21 日 （第三部会）	○ 審査請求人の意見陳述 ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成30年 9 月 26 日 （第三部会）	○ 答申案骨子審議
平成30年12月12日 （第97回審査会）	○ 答申案審議
平成30年12月20日	○ 答申